

# 『第11次三重県交通安全計画』の概要

## 1. 計画の理念等

- 計画期間 令和3年度～令和7年度(5年間)
- 基本理念(抜粋)
  - ・交通事故のない社会をめざして
  - ・歩行者等を優先した交通安全思想
  - ・高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築
- 1 交通社会を構成する三要素(人間・交通機関・交通環境)に係る安全対策
- 2 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項
  - (1) 人手不足への対応
  - (2) 先進技術導入への対応 など
- 3 横断的に重要な事項
  - (1) 救助・救急活動および被害者支援の充実
  - (2) 参加・協働型の交通安全活動の推進 など

## 2. 目標の設定

- 【1. 道路交通の安全】①交通事故死者数 → 55人以下(令和7年)
- ②交通事故重傷者数 → 400人以下(令和7年)
- 【2. 鉄道交通の安全】③乗客の死者数 → 0人(令和7年度)
- 【3. 踏切道における交通の安全】④踏切事故件数 → 対令和2年度比約1割削減(令和7年度)

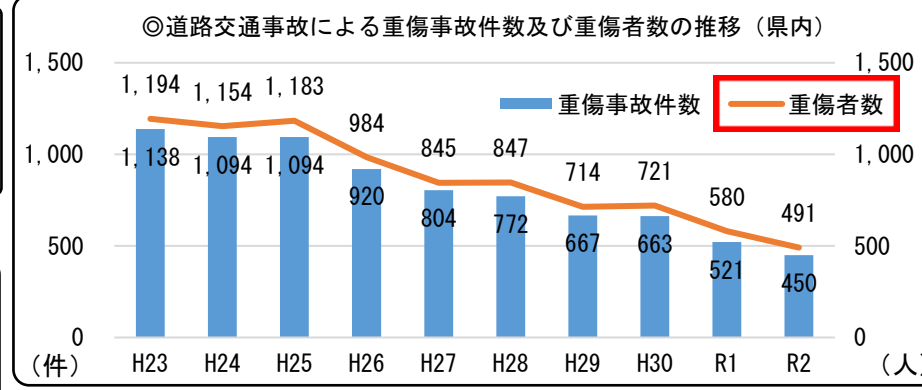
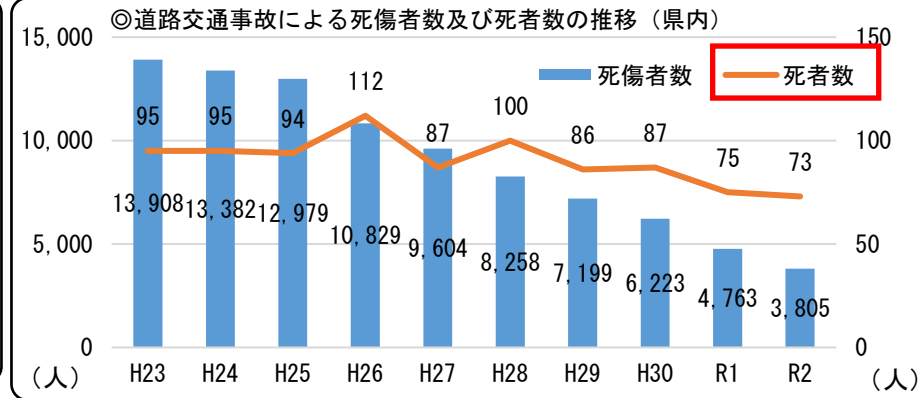
## 3. 道路交通の安全についての対策

### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

- ・交通事故死者数全体の約5割を高齢者が占め、高い水準となっている。
- ・従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、有効な施策を推進する。

### II 講じようとする施策

- 1 道路交通環境の整備
  - ・生活道路等における歩行者等を優先した安全・安心な歩行空間の整備
  - ・高齢者等の移動手段の確保・充実(新)
- 2 交通安全思想の普及徹底
  - ・高齢者に対する交通安全教育の推進
  - ・横断歩行者の安全確保(新) 三重県独自の項目
- 3 安全運転の確保
  - ・飲酒運転防止対策の充実
  - ・運転者の健康起因事故防止対策の推進(脳MRI検診等)
- 4 車両の安全性の確保
  - ・自動運転車の安全対策・活用の推進(新)
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進
  - ・自転車損害賠償責任保険等への加入促進 三重県独自の項目
- 8 調査研究の充実



## 4. 鉄道交通の安全についての対策

### 【重大な列車事故の未然防止】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
  - ・・・保安監査の実施、安全上のトラブル情報の共有・活用、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、計画運休への取組
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と再発防止

## 5. 踏切道における交通の安全についての対策

### 【それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進】

- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全および円滑化等を図るための措置